

淨影寺慧遠の法觀念

鎌田 茂雄

一

中國における隋唐佛教の代表的なものとしては、天台・華嚴・三論・法相・禪・淨土・三階教などがあげられるが、慧遠の地論宗はその教系が華嚴宗に吸収されたために、從來かえり見られることが少なかったようである。隋唐佛教の教理學、とくに華嚴の教理研究には、慧遠の學說の検討が必須の條件たることは論をまたないと思う。また北朝佛教思想史研究にも慧遠の學說を理解することが重要なポイントとなることにについては、先に私見を發表したが、教理學研究としては、ほんの一部分に照明をあてたにすぎない。慧遠の教理學の全貌を把握するためには、まず教理學を構成する諸概念に、より綿密な検討が加えられなければならない、その上その全體的構造が明らかにされなければならないであろう。

ところで本論文では、慧遠の緣起法界思想研究の基礎的作業の一つとして、彼の法觀念について考察するのであるが、

すでにインド佛教の「法」dharma については、多くの外國學者（Geiger, Stcherbatsky, Glasenapp etc.）をはじめ、日本の諸學者によつても考究がなされており、法には法則とか、軌範とか、理法、教法などの意味が存することが明らかにされている。佛教のアビダルマにおいて、もつとも代表的な法解釋としては、「自性を任持し、軌として物の解を生ぜしむ」があるが、法とは自性 svabhava をもっているものであり、それが軌としてもものの理解を生ぜしめるものである、といわれている。ところで、ここに慧遠の法觀念を考察するにあたり、インド佛教、とくに中國の地論宗がもつとも多く影響を受けたところの、瑜伽行派の法觀念が明確にならないと、慧遠の特質を十分に理解することができないのであるが、その點については、これを明らかにする時間的餘裕をもたないで、本稿では、慧遠の著作にあらわれた限りにおいて、彼の法觀念を考究して見たいと思う。

二

慧遠はその著『十地經論義記』卷第一のなかで法について言う所の法とは、釋して兩義有り。一には軌則を法と名く。二には法とは自體を名く。今法と言うは、斯の兩義を具するなり。

(大日本續藏經一輯七十一套二冊、一三六丁左)

とのべているが、これを見ると、法についての第一の解釋は、佛教においてもつとも普通の法解釋であり、アビダルマ佛教における代表的な定義である。(維摩義記卷四本でも、可軌の義を法と名けている)。第二の法の解釋では、法とは自體の意味であるという。自體とはどのような意味であるか、はつきりしないが、慧遠の『大乘義章』のなかに、二、三の用例が示されているので、それらによつて検討してみたい。

まず大乘義章卷一の「二無我義」のなかで法無我を説くにあたり、

法無我とは、亦法空と名く。自體を法と名け、法に性實無きを法無我と名く。(大正藏四四卷四八五頁中)

とあり、自體を法と名けている。また「如法性實際義」では「法性と言うは、自體を法と名く。法の體性なり。故に法性という」(四八七頁中)とあり、やはり法を自體とし、法の體性を法性としている。ここでは、法と法性との關係から、法の概念を説明しようとしている。また同じく「二無我義」の

なかで、慧遠の教判としての立性宗、破性宗、破相宗、顯實宗という四宗の立場から、法無我を論じるのであるが、そのなかの第四顯實宗について、

第四の宗中、亦二空を具す。前と復異なる。中に於て且らく兩門を以て分別す。一には依持門、二には緣起門なり。若し依持を論ずれば、妄想の法、空なるを衆生空と名け、所依の眞、寂なるを名けて法空と爲す。良に妄想は衆生の所起なるを以ての故に、妄想空なるを衆生空と名く。所依の眞實は是、法の自體なり。法體寂なるが故に名けて法空と爲す。(四八六頁下)

とのべ、依持門の立場で、妄想が空なるところを衆生空といひ、その衆生空のもとづくところの眞實を法の自體としている。ここで法の自體といっている意味は、はつきり分らぬが、おそらく法の自性の意味で、いわゆるアビダルマにおける「任持自性」の意味に相當するものと思われる。自體を法と名くというのは、現實の物そのものなりたしめていたかたを法と呼んでいるようである。以上十地經論義記にあらわれた、法の二種の解釋は、慧遠独自の法觀念ではなくて、アビダルマの法解釋をそのまま受容したものと見えよう。

三

つぎに慧遠における法の分類を考察してみよう。法の分類についてつとも精緻な體系をたてたのは、やはりアビダル

マ佛教である。たとえば、法の總體は有爲法と無爲法との二つのカテゴリーに分けられるとしたことは、法の分類の根本的あり方を示すものであらう。有爲法とは、無常であり、生滅法であるのに對し、無爲法は諸法のうち、最上、最高、第一位のものであり、具體的には涅槃を意味する。諸法はまた一定の法則に従つて分類される。五蘊・十二處・十八界などの分類はとくに注意さるべきである。また色受想行識の五カテゴリーによつて、人間、世界すべてを包含した現存在のあり方が總括されることもある。このようなアビダルマ佛教における法の分類は、慧遠においても當然繼承されており、その點について検討を加えよう。

まず大乘義章卷四、「十一空義」のなかでは、「法に二種有り。一には有爲、二には無爲なり」（五四六頁上）とあり、法を有爲法と無爲法とに分類している。さらに慧遠は有爲法、無爲法のおおのを三法に分類する。すなわち「三有爲義」では

三有爲とは謂ゆる、色と心と非色非心との三聚の法なり。質礙を色と名け、感知を心と曰う。不相應行は前の二に違返し、非色心と名く。此の三種、同じく有爲法と名く。（四九一頁中）

とのべ、さらに「有爲」を定義して、「爲とはこれ集起造作の義なり。法には爲作を有するが故に有爲と名く」とのべ、六義をもつてその意義を宣明する。つづいて彼は色法の體を

論ずるにあたつて、雜阿毘曇心論第一、成實論第四、大智度論などを引用しながら、五根、五塵、四大などについて論じている。有爲法を集起造作の義と解し、これを實法ではなくて、假法と解釋した點、慧遠の法に對する理解がうかがわれる。

以上慧遠の法の分類がアビダルマの法の分類を祖述した點をのべたのであるが、つぎに『大智度論』における法の分類を繼承している點についてのべて見よう。「如法性實際義」を見ると、大智度論にもとづいて、諸法の九義を論じている。大智度論卷三十二を見ると、

復た次に一一の法に九種有り。一には體有り。二には各々に法あり。眼耳の如く、同じく四大造なりと雖も、眼のみ獨り能く見るも、耳に見の功（作用）無し。又火の如く熱を以て法と爲さば、潤なること能わず。三には諸法各々力有り。火の如きは、燒を以て力と爲し、水は潤を以て力となす。四には諸法各々自ら因有り。五には諸法各々自ら縁有り。六には諸法各々自ら果有り。七には諸法各々自ら性有り。八には諸法各々限礙有り。九には諸法各々開通方便有り。（二五卷二九八頁下）

とある。これを見ると、一一の法のなかには、體と功と力と因と縁と果と性と限礙と開通方便の九義があるという。慧遠はこの大智度論の解釋をうけて、つぎのように説明する。

まず（一）の各々に體あり、という智度論の義を説明して、一

切の法に各々自體ありとしているが、この自體とは、前にのべた自體の意味で任持自性の義であると思われる。たとえば眼根の體とは、四大所造の淨色であるというようなものである。つぎの(二)各々に法ありとする智度論の記述を、各々に「相」ありと書きかえている。智度論で「法」としたのを、「相」と理解したところに慧遠の解釋が示されている。相とは「相狀」の意味であり、一切諸法に各々相狀がある、といっている。相とは *lakṣaṇa* の意味であるかどうかとも、はつきり分らぬが、おそらくものの形狀を意味するのであろう。大智度論の説明では、眼に「見る」という力があるのが眼の法であり、火には熱があるのが、火の法であるというから、おのおののものには、そのもの固有の働らきがあり、そのものをしてものたらしめているかたを法と呼んだのであろう。この智度論の「法」を、「相」にかえた點、慧遠の理解の特異性があるといえよう。つぎの(三)各々に力ありという力とは、力用のことであり、一切諸法に力用の存することをいう。(四)の因とは一切法の所因、(五)緣とは一切法に所緣あるをいい、因と緣との區別を、親しく生ずるを因とし、疎に發するものが緣であるという。(六)果とは一切法におのずから果あるをいい、(七)性とは善惡無記の三性のことであるから、一切の諸法は道德的立場から見れば、この三性の中にすべて包括されるという。(八)諸法に限礙ありとは、一切の法に分齊のあること

であり、たとえば五蘊は五つのカテゴリーによつてのみ包括しうるのであつて、四蘊でも六蘊でもない點を指している。(九)開通方便の義とは、心法の心は六識すべてに通ずる意であるという。以上のべた法の九義とは、法の性格というか、法の屬性を大智度論の所説を受けつつ説明したものである。ところで、以上のべた法の分類や説明は、インド佛教の法解釋を繼承したものであるが、そのほか慧遠の教學の立場から、法を分類したものもある。たとえば卷四の「十一空義」では、

法に兩種有り。一には是、同相。二には是、別相なり。空無我等の諸法齊く通ずるを、名けて同相となし、色受想等の事相各々異なるを、名けて別相となす。(五四六頁上)

とあつて、法を同相、別相の二つに分類している。空・無我等を同相の法といい、色受想行識の五蘊などを別相の法という。諸法を通貫するところの眞理という意味でこれを同相とし、現實世界を構成する個物や、個物の集合體などを指す場合、これを別相としている。慧遠において、この同相とは、別の言葉でいえば、あたかも理法に相當し、別相とは事法に相當すると思われる。すなわち卷一、「二諦義」には、

是故に、事法を且らく世諦・俗諦・等諦と名け、理法を且らく第一義諦、乃至眞諦と名く。(四八三頁上)

とある點から見ると、事法とは現實的存在としての諸法を意

味し、理法とは明らかに眞諦 paramārtha を意味する。この事法を説明するなかに、「等諦」という言葉があるが、その等諦とは、「等諦と言うは、等とは謂く、齊等、統攝の義なり。世法一に非ず。別論すべからず。等しく諸法を擧ぐるが故に等諦と言う」（四八二頁下）とあるから、これが先にのべた同相としての法にまさしく相當する概念といえよう。諸法は自性を有するものとして差別的存在であるが、それは、諸法の體としての眞諦・眞如に統一されるものとして同相である。差別的存在としての諸法は別相であり、理法として統一される點を同相として把握する。ここに慧遠の法解釋の特殊性が存在するといえよう。この同相、別相による法解釋は、さらに六種相として考究されるとき、ここに慧遠の六相説が展開する。その點については坂本幸男博士の勝れた論攷があるので、ここでは省略することにした。

四

さて、慧遠が諸法の同相として把握した、眞諦の立場からする法解釋について、さらに考察を加えることによつて、彼の法觀念の特質が明確になつてくると思う。卷三末の「八識義」において、

諸法本來唯眞にして、妄の随うべき無しと觀ず。能く安心をして更に後を牽かず、後、前を起さず、遂に灰盡を成じて眞心獨り顯

われしむ。（五二九頁中）

とのべているが、法を本來性の立場から見れば、眞そのものであるという。法の本來的あり方が眞である、という點を佛性と結びつけて考えると、「一切の諸法は、皆是れ佛性と眞心の所作なり」（五二六頁上）という主張となつて結實する。

「佛性とは蓋し乃ち法界門の中の一門なり」（四七二頁中）とする慧遠の立場では、法の本來性を佛性と考えることは、當然のことであらう。さらにこの佛性とは、法佛性の意味であり、「法佛性とは、本有の法體と、彼の法佛とは、體に増減なく、ただ隱顯、淨穢有るを異となす」とのべている。本有の法體が根本であり、法佛は法體の隱に對して顯の立場をあらわすといえよう。このような教理學的な理解を實踐的立場であらわすと、「法は本來唯眞にして妄無しと觀ずる、是れ眞觀なり」（五三五頁下）となる。法の本來性を眞であると觀ずるところに、慧遠の法觀念の特質がある。一切の諸法を本來的絕對的立場から見れば、眞なるものであるが、現實存在として緣起集成している諸法は、それぞれ自性をもつところの差別的存在といえよう。

このように慧遠は法をして法たらしめている絕對的實在を「法體」または「理體」とも呼ぶが、「入不二門義」においては、

故に偏に之を名けて理體を法と名く。又心の軌と爲るを亦名けて

法と爲す。(四八一頁下)

とのべており、法を心法の立場からも把握しようとする。諸法の本來性たる理體を法というと同時に、心を心たらしめているものを、法と呼んでいる。なお法と心との關係について「心を離るれば、則ち六識の境界無し。心に從うを以ての故に。心生ずれば法生じ、心滅すれば法滅す。諸法の生滅は皆心に隨う」(八識義、五三一頁上)とのべ、個別的存在としての諸法の生滅が、心の生滅と相關關係にあることを指摘する。六識の對象としての諸法は心識をはなれては非存在となることをいうのであるが、地論宗の學說からすれば當然このように考えられるであろう。

五

以上慧遠の法觀念を考察したのであるが、とくに慧遠の特質として考えられるのは、法は本來唯眞であつて、そこにはまつたく妄想の入るべき餘地なく、法の本來性は眞そのものである、という點である。彼の思想の眞性緣起的性格がそのような法觀念を形成させたのであるが、このように法の本來性を問題としたことが、彼の如來藏緣起思想を形成せしめる一つのモメントになつていゝと思う。眞心たる如來藏の中には、一切の諸法を具足し、しかもこれらの諸法はその本來性においては、同一の體性であつて、互に相い緣集する。諸

法の法はすべてそのものの固有の自性をもつて、個としての存在性をたもつていながら、同時に又、一法として獨り自性を守るものは存在せず、すべては眞如、眞心の顯現と考えられる。自性をたもつていゝという點から個物の獨存、差別の世界が開け、すべて諸法は眞如にもとづくという點から、平等の世界が開けてゆく。ここに慧遠の同體緣起思想が展開されるのであるが、このような同體緣起を成りたしめる根本には、彼の法觀念の特質が前提とならねばならないであろう。さらに彼の「法界」に關する思想を研究することによつて、法觀念も一層明確になると思う。慧遠の法觀念をより明らかにするためには、彼の緣起法界思想を考察しなければならぬのであるが、その點については、別にあらためて論じたいと思う。

1 鎌田「淨影寺慧遠における大乘思想の展開」(東洋文化研究所紀要第三十四冊)、昭和三十九年三月。

2 坂本幸男博士「地論宗の方便論について」(千潟博士古稀記念論文集、昭和三十九年六月三十日)参照。